

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会（第26回）
議事要旨（案）

1 日時

平成28年5月20日（金） 10時00分～11時15分

2 場所

経済産業省別館1階 104会議室

3 出席者（敬称略）

（1）構成員

多氣昌生（主査）、雨宮不二雄、清水敏久、田中謙治、塚原仁、野島俊雄、林亮司、平田晃正、堀和行、山崎健一、渡邊聡一

（2）関係者

井上正弘、尾崎覚、小田明、久保田文人、実井仁、徳田正満、野島昭彦、平伴喜光、吉岡康哉、加藤千早、井上博史、大嶋剛、金子裕良、木下正亨、栗原治弥、中村一城、三浦信佳、山本和博、大前修二、千代島敏夫、野口淳矢、八宗岡正、藤原栄一郎、三沢宣貴

（3）事務局

杉野勲（電波環境課長）、澤邊正彦（電波利用環境専門官）、谷口智哉（電波監視官）、野村惇哉（電磁障害係長）、小栗朋之（電磁障害係員）

4 議事

（1）前回議事要旨について

前回の議事要旨について、さらに修正意見があれば5月27日（金）までに事務局あてに連絡することとして承認された。

（2）CISPR SC-B WG1 TF-WPT シンシナティ中間会議の審議結果について

議事について資料26-2から参考資料26-1に基づき久保田関係者から説明がなされた。

久保田関係者の説明に対する質疑応答の概要は以下のとおり。

・WPTについて150kHz未満の周波数帯の許容値は定められていないのか。

→審議中である。

・会議に出席された塚原委員及び野島関係者から意見はないか。

→本会議では、メーカーだけでなくWPTの放射妨害波の影響を受ける側の者や制度策定側の者も参加しており、バランスのとれた会議であった。また、チムニー型導入の足がかりとなるものであった。この議論を土台として、ETSI, SAE, CISPRの会議において議論を行えば許容値を定めることが可能となるであろう。

- 概ね対処方針通りに進めることができた。
- ・クラス A とクラス B で EV 用 WPT の放射妨害波の許容値が逆転している箇所があるが。
- 高調波を考慮しての許容値であるため、逆転しているというものではない。
- ・ 負荷側から生じるインターモジュレーションやクロスモジュレーションによる高調波は規制対象となるか。
- 対象とはなっていない。CISPR/D 小委員会において CISPR36 の規格にとりいれるか検討している。
- ・ 事務局から意見はないか。
- 日本の提案した周波数帯を含めた 4 つの周波数帯に限定した点及び意図的放射と不要発射とが別々の許容値から、両方を取り入れたチムニー型のひとつの許容値に定まった点で評価できる。ただ、SRD（ショートレンジデバイス）の許容値を 15dB 緩和する案については、なぜ 15dB なのか根拠がない。このように十分に検討できていない背景として、ユースケースが想定されていなく共用検討が十分に行えていない点にある。今後の ITU-R SG1 において 79kHz~90kHz の周波数帯に絞り込みができれば良い。
- WPT の共用検討については議論がまだ不十分である。他の国では、WPT について事務所内ではなくどこでも使えるという考えがなく、SRD の延長線上でしか想定していない。そのため、説明しても共用検討の重要性を理解しない。また、住宅地域のバス停で停車し給電しているバスがクラス A（家庭環境以外）かクラス B（家庭環境）かもはっきりしていないなどの問題点がある。
- ・ 150kHz~500kHz 帯の長波の保護との関係で問題が生じる可能性がある。
- 長波の保護は WPT だけでなく他の機器との間でも問題がある。WPT だけの問題でないため、WPT とは切り離して議論すべきであり、WPT 内で行うべきものではない。
- ・ 走行中給電については意識しているか。
- 併走する給電に対する影響については規制の対象となるが、給電中の自車内に対する影響については適用対象外である。

5 今後の予定

事務局から次回の委員会については、主査と相談の上、別途日程調整をする旨、連絡があった。

【配付資料】

- 資料 26-1 電波利用環境委員会（第 25 回）議事要旨（案）
- 資料 26-2 CISPR SC-B WG 1 TF-WPT シンシナティ中間会議の結果報告
- 参考資料 26-1 CISPR から ITU-R へのリエゾン文書